

島根県報

平成27年11月10日 (火)

第 2,750 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

月 次

【告 示】

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 2

大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要 (中 小 企 業 課) 2

【公告】

都市計画変更の図書の縦覧 (下水道推進課) 4

【収用委告示】

収用の裁決手続の開始の決定 4

告示

島根県告示第737号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2第1項の規定により告示する。 平成27年11月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 出雲市佐田町一窪田字槙原3960、3960内1、3963
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第738号

平成27年島根県告示第670号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦 覧に供する。

平成27年11月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (仮称) ドン・キホーテ出雲店 島根県出雲市姫原町551-1外
- 2 意見の概要

	意見	理 由			
	店舗改装工事に伴う工事車両の出入りの際に、積	道路法第22条(工事原因者に対する工事施工命令等)及			
1	載物の落下などにより道路の汚損・破損のないよう	び道路法第58条(原因者負担金)による。			
	注意を喚起すること。				
	道路に汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係				
	機関に連絡し、原形に復旧すること。				
	なお、工事着手前に各道路管理者と道路面の状況				
	等確認の立会いを行うこと。				
2	道路上に広告看板、のぼり旗等を設置しないこ	道路法第32条(道路の占用の許可)による。			
	と。				
	駐車場出入り口に交通整理員を配置し、適切な交	国道9号BP・出雲市道体育館西高岡線等に通行車両			
3	通安全を確保すること。	が、増加することが予想され、渋滞・事故が生じないよう			

		対策を講じておく必要があるため。
	開発区域周辺道において交通渋滞が発生しないよ	国道9号出雲バイパスのほか、店舗周辺の市道において
4	う公安委員会、各道路管理者等と協議のうえ対策を	も通行車両が多いことが予想されることから、混乱・事故
	講じること。	が生じないように対策を講じておく必要がある。
	車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確	店舗立地予定地周辺には、小学校の通学路に指定されて
	認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。	いる路線もあるほか、一般交通も含め、朝夕には多くの歩
		行者・自転車の通行が見込まれる。
		よって、店舗駐車場から道路へ出る際の接触事故を防ぐ
_		ため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全
5		確認が容易に出来る環境にしておく必要がある。
		また、駐車場から道路に進出する車両等に対し、標示等
		により停止を促す措置を十分に講じる必要がある(特に駐
		車場が歩道に面している場所については、出入り口付近
		に、歩道手前で停止を促す措置を講じること。)。
	店舗東側からの車両の出入りについては「左折イ	開店・閉店時刻の変更に伴い、交通流量が変化すること
	ン」、「左折アウト」を基本とし、案内看板・標示	も考えられる。
	等の設置を検討するなど、交通渋滞緩和、交通事故	国道9号バイパス方面から南進・右折して駐車場へ入ろ
	防止の措置を講じること。	うとする車両が、対向車通過待ちのため路上に停止すれ
6		ば、交通渋滞や交通事故の要因となり得る(特に出入口
		①、②については、交差点から近い位置にあるため、適切
		な案内看板・標示等の設置を検討するなど、円滑な交通流
		を確保するとともに、交通事故防止に万全を期すこ
		と。)。
	店舗開店直後などの繁盛期には、適宜、交通整理	平素より多くの来客が見込まれる際は、車両を停滞させ
	員を配置するほか、臨時駐車場を確保するなど、十	ることなく、円滑に進行させるため、適宜、交通整理員の
	分な渋滞対策を講じること。	配置が必要となる。
7		また、既設の駐車スペースだけでは足りず、交通渋滞を
		招くおそれもあるため、臨機に必要十分な駐車スペースを
		適切な位置に確保し、渋滞緩和の措置を講じる必要があ
		వ 。
	長時間使用する空調室外機等の稼動時に発生する	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるた
	騒音について、近隣住民の安眠を妨害することがな	め。
	いよう、防音及び防振対策を講ずること。	
	また、機器に異常が発生した場合は、速やかに修	
	繕等の措置を講ずること。	
8	開店時等において、周辺道路が大変混雑するもの	
	と予想される。渋滞に伴って騒音等が発生しないよ	
	う、必要な対策を講ずること。	
	夜間、駐車場に出入りする自動車等により、近隣	
	住民の安眠を妨害しないよう、必要により騒音対策	
	を行うこと。	
	周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合	周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。

5	9	には、誠心誠意対応し、その解消に向け努力するこ				
		と。				
		開店時間及び1階駐車場の利用時間が24時間であ	青少年の健全育成に悪影響を及ぼす懸念があるため。			
1	0	ることから、若者等が駐車場等にたむろして騒ぐこ				
1	U	とのないよう、また、深夜徘徊など若者等の溜まり				
		場とならないよう青少年の健全育成に努めること。				

3 縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課(出雲市今市町70番地)

4 縦覧期間

告示の日から1月間

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成27年11月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 都市計画の種類
 松江圏都市計画下水道
- 2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

収 用 委 員 会 告 示

島根県収用委員会告示第2号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定したので告示する。 平成27年11月10日

島根県収用委員会会長 岡 崎 由美子

- 起業者の名称
 国土交通大臣
- 2 事業の種類

一般国道9号改築工事(多伎・朝山道路及び朝山・大田道路)(島根県出雲市多伎町久村地内から同市多伎町小田地内まで及び大田市波根町字高原田地内から同市久手町刺鹿字沖代地内まで)

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 島根県大田市久手町波根西字竹ノ内

(単位: m²)

地番	地 目 地 積		積	収用しようとする土地の面積	収用又は使用の別	備考	
	公簿	現況	公簿	実測	収用しよ / とり 公工地の回復	収用又は使用の別	/m <i>⁴</i> ⊃
2515番10	山林	山林	148	148. 12	148. 12	収用	

4 土地所有者の氏名及び住所

不明 ただし、土地登記名義人(亡) 西村久義相続人

持分不明 西村 美代子 島根県大田市久手町波根西1779番地12

持分不明 西村 聖子 神奈川県横浜市旭区中沢三丁目35番21号

持分不明 山田 京子 大阪府堺市南区檜尾1339番地1

持分不明 西村 陽治 滋賀県近江八幡市中村町49番地23 (1103号)

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成27年10月29日